

日英金融規制フォーラム(2025 年)に関する共同声明

概要

英国と日本は、2025 年 1 月 30 日、ロンドンで第3回金融規制フォーラムを開催した。経済、財政、金融規制に関する幅広い論点にまたがる深く有意義な意見交換を行うため、第6回財務対話との合同セッションも開催された。午前中の「グローバル情勢の変化」と「サステナブル・気候ファイナンス」の 2 つの合同セッションの後、午後に金融規制フォーラムのみのセッションが行われた。

日本側は、金融庁の三好敏之国際総括官が代表を務めた。英国側は、財務省はリチャード・ノックス国際金融サービス課長、イングランド銀行はゼルターシャ・マリク、金融行為規制機構(FCA)はロブ・ワードが代表を務めた。

サステナブル・気候ファイナンス

日本と英国は、トランジション・ファイナンス、移行計画、サステナビリティ開示、ESG 格付を中心とした議論を通じ、サステナブルファイナンスの進展に関する情報を共有した。英国は、2024 年 10 月の「トランジション・ファイナンス・マーケット・レビュー」公表後の、英国のトランジション・ファイナンス市場の発展に向けた取り組みを含め、より広範な成長目標の一環として、グリーンファイナンス・セクターの成長を推進することに注力していることを強調した。FCA は、サステナビリティ開示要件及び投資ラベル制度の実施における進捗を概説した。日本は、サステナビリティ開示と保証制度に関する最近の進捗とともに、ISSB 基準と機能的に整合するように設計された日本のサステナビリティ開示基準の進展について強調した。また、日本はグローバルなネットゼロを達成するに当たりアジアにおける気候トランジションへの資金動員の重要性を強調し、金融庁とASEANの金融規制当局によって2024年10月に公式に設立されたアジアGXコンソーシアムについて報告した。

両国は、移行計画と気候関連財務情報の開示に対するそれぞれのアプローチの進捗報告を行った。両国は、国際サステナビリティ基準審議会への継続的な支持を再確認するとともに、各法域間で一貫した移行計画と開示のアプローチを発展させることの重要性について合意した。両国は、英国の移行計画タスクフォースによって作成された移行計画の開示に係るガイダンスを引き継ぐというIFRS財団の決定を歓迎した。日英両国は、環境・社会・ガバナンス(ESG)格付及びデータ提供者に関するそれ

それぞれの業界の行動規範について議論し、英国は、ESG 格付に関する規定を規制に盛り込むための進行中の作業について報告した。両国は、二国間協力を深化させ、多国間の会合への関与において足並みを揃えることの価値を認識した。この文脈において、両国はまた、金融安定理事会(FSB)、証券監督者国際機構(IOSCO)のサステナビリティ・タスクフォース及び G20 のサステナブルファイナンス作業部会を含む多国間の議論の場における作業の進捗状況について、これまでの共同の取組みを強化する観点から意見交換を行った。

資産運用

日英両国は、グローバルな資産運用業界に関する進展、及び両国がそれぞれ有するグローバル金融ハブにとっての同セクターの重要性について議論した。金融庁は、日本の資産運用立国に関する政策について進捗報告を行い、その中で NISA 口座数や買付額の増加等の成果を共有した。英国は、個人投資家の意思決定を助けるために利用可能な情報を改善することによってもたらされる可能性について議論した。参加者はまた、それぞれの資産運用セクターにおけるクロスボーダー・ビジネスの機会について見解を共有した。

資本市場

英国は、経済における投資とイノベーションを促進するために資本市場を再活性化するという政府の意志を示すとともに、業界のエキスパートによるテクニカル・グループを通じた、英国の T+1 に向けた進捗を報告した。FCA は、最近実施された英国上場規則の変更並びに公募取引及び取引許可規制に係る制度の変更に関する市中協議について参加者に報告した。金融庁も日本における T+1 に関する議論につき報告した。参加者はまた、それぞれの法域で年金ファンドがどのように規制されているかや、成長を推進する上での年金セクターの役割を理解するために、それぞれの年金制度について意見交換を行った。

デジタルファイナンス

フィンテックとイノベーションに関して、日英両国は、この分野における大きな成長機会を認識し、相互理解と協調の重要性を強調した。英国は、デジタル証券サンドボッ

クス(DSS)を通じたイノベーションへのコミットメントを強調した。日英両国は、金融サービスにおける人工知能(AI)の役割について議論した。両国は、消費者へのリスク、金融市場の安定性及び健全性を管理しつつイノベーションを促進するためには、ベネフィットとリスクに関する国際的な共通理解が重要であることに合意し、FSB のような国際的な会合を通じて協調する分野を探求した。金融庁は、日本における暗号資産に関連する進展について報告した。両国はまた、暗号資産関連の市場・活動、及びステーブルコインに関して合意された FSB 規制枠組みの実施の重要性を強調した。

国際的な金融安定に関する課題

参加者は、両国内の銀行システム、及び破綻処理やバーゼルⅢを含む銀行規制の進展について概説した。参加者は、銀行に対する強固な健全性基準の重要性を再確認するとともに、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)のメンバーがバーゼルⅢの枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、可能な限り早期に実施することの重要性について議論した。日英両国は、ノンバンク金融仲介(NBFI)について議論し、同セクターの強靱性を高め、金融安定リスクに対処することの重要性について議論した。英国は、金融システム全体を対象とするストレステストの結果を含め、同セクターの安定を強化するための国内作業に関する最新情報を共有した。フォーラムのメンバーは、NBFI がクロスボーダーの課題であることを踏まえ、国際的な取組みの重要性について議論し、特に FSB の議論に、継続的に取り組む必要性について認識を共有した。また、フォーラムのメンバーは、NBFI のレバレッジに関する国際的な取組みを最終化し、合意された FSB の NBFI に関する政策を適時に実施することの重要性を再確認した。両国は、二国間及び多国間の場において、この問題に継続的に関与することの重要性を認識した。

結び

参加者は、次回の金融規制フォーラムが日本で開催されることを期待した。